

2022 年合格目標 司法書士講座

無料体験
受講用

基礎マスター & 択一式対策講座【理論編】

<テキスト>

民法 I (総則・物権・担保物権)

※無断複写・転載を禁じます。

※「択一式対策講座【理論編】民法」の第1回講義
Chapter2 において扱う部分を掲載しています。

TAC

5 成年被後見人

(1) 成年後見制度

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な者について、成年後見人等の機関がその判断能力を補う制度であり、判断能力の程度に応じて、後見、保佐及び補助の3類型がある。そして、その判断能力を補うことによって、その判断能力が不十分な者の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的としている。

なお、法律上は、未成年者についても後見開始の審判、保佐開始の審判及び補助開始の審判をすることができる(注)。

(注) 知的障がい者や精神障がい者等が未成年者である間に、成年に達した時点で直ちに成年後見制度に移行することを目的として後見開始の審判等が申し立てられる場合や、未成年後見人とは別に特定の財産行為のみについて権限を有する補助人等を選任する場合等が想定される。

(2) 後見開始の審判



精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人【H15-4-7, S60-1-3】、配偶者、4親等内の親族【H25-4-7】、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる(7条)。

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とされ、成年後見人が付される(8条)。成年後見人は、法定代理人である(859条)。

後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない(19条1項)。

(3) 成年被後見人の法律行為

	同意権	取消権・追認権	代理権
成年後見人	無	有(日常生活行為以外)	有

成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、取り消すことができる(9条)【H25-4-7, H15-4-1】。成年後見人は成年被後見人の法律行為につき同意権を有しないため、成年後見人の同意を得てした法律行為であっても、取り消すことができる【H27-21-7, H19-6-1, H9-1-1, H5-8-3, S60-1-2】。

この取消しは、成年後見人のほか、成年被後見人もすることができる(120条1項)。

成年後見人は、成年被後見人の法律行為の追認をすることもできる(124条1項・2項1号)。

また、成年後見人は、成年被後見人の法律行為を代理することができる（859 条 1 項）【H29-4-オ, H25-4-イ】（注）。

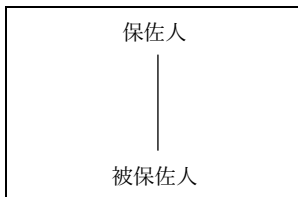
（注） 取消権の対象から除外される日用品の購入その他日常生活に関する行為も、成年後見人の代理権の対象から除外されていないため、成年後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為についても、本人である成年被後見人を代理することができる。

（4）後見開始の審判の取消し

後見開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない（10 条）。

6 被保佐人

（1）保佐開始の審判



精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者【H25-4-オ(本人の同意を要しない。)】、4 親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる（11 条本文）【S63-3-1】。ただし、精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者については、後見開始の審判をすべきであるため、保佐開始の審判をすることができない（11 条ただし書）。

保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とされ、保佐人が付される（12 条）【S60-1-5】。

保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とされ、保佐人が付される（12 条）【S60-1-5】。

保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（19 条 2 項、1 項）。

（2）保佐人の同意を要する行為

	同意権・取消権・追認権	代理権
保佐人	有（13 I 限定）	付与可

被保佐人が次に掲げる行為をするには、日用品の購入その他日常生活に関する行為をする場合を除き【H25-4-ア】、その保佐人の同意を得なければならない（13 条 1 項）。家庭裁判所は、保佐開始の審判において、次に掲げる行為の一部について、その保佐人の同意を要しない旨を定めることはできない【H15-4-ウ】。

- ① 元本を領収し，又は利用すること。
- ② 借財又は保証をすること。
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- ④ 訴訟行為をすること。

民事訴訟法は，この特則として，被保佐人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟(応訴)行為をする場合(同法 32 条 1 項)及び必要的共同訴訟の共同訴訟人の 1 人が提起した上訴について，被保佐人が共同訴訟人として上級審で訴訟行為をする場合(同法 40 条 4 項)には，保佐人の同意を要しないものとしている。

保佐人が訴え又は上訴に関する同意をする場合には，当該審級における一連の訴訟行為全部について包括的な同意をしなければならない(大判明 41.2.26)。また，訴え又は上訴の取下げ，和解，請求の放棄又は認諾等の判決によらずに訴訟を終結させる行為に関しては，各行為について個別の同意(特別の授權)が必要である(民訴法 32 条 2 項)。

- ⑤ 贈与，和解又は仲裁合意をすること。【H25-4-エ(贈与)】

「贈与」には，被保佐人が贈与を受ける場合は含まれない。

- ⑥ 相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること。【H30-22-オ，H7-21-エ(以上，遺産の分割)，S60-1-4(相続の承認又は放棄)】。
- ⑦ 贈与の申込みを拒絶し，遺贈を放棄し，負担付贈与の申込みを承諾し，又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧ 新築，改築，増築又は大修繕をすること。
- ⑨ 602 条に定める期間(注)を超える賃貸借をすること。

(注) 602 条に定める期間は，次のとおりである。

- ・ 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 10 年
- ・ 上記の賃貸借以外の土地の賃貸借 5 年
- ・ 建物の賃貸借 3 年
- ・ 動産の賃貸借 6 か月

- ⑩ ①から⑨までに掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

C	————	B	————	A
保佐人		法定代理人		未成年者
		(被保佐人)		

法定代理人である被保佐人が保佐人の同意を得ないで上記①から⑨までに掲げる行為をした場合には，保佐人は，その行為を取り消すことができる。

家庭裁判所は、保佐開始の審判の請求権者又は保佐人もしくは保佐監督人の請求により、被保佐人が上記①から⑩までに掲げる行為以外の行為をする場合（日用品の購入その他日常生活に関する行為をする場合を除く。）であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる（13条2項）。

(3) 保佐人の同意に代わる許可

保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる（13条3項）【H15-4-エ】。

(4) 保佐人の同意又はこれに代わる許可を得ないでした行為

保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（13条4項）【H9-1-1】。

この取消しは、保佐人のほか、被保佐人も、保佐人の同意を得ないで、することができる（120条1項）【H30-4-ア, H5-8-5】。

保佐人は、被保佐人の法律行為の追認をすることもできる（124条1項・2項1号）。

(5) 保佐人に代理権を付与する旨の審判

家庭裁判所は、保佐開始の審判の請求権者又は保佐人もしくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（876条の4第1項）【H29-4-オ, H25-4-イ, H15-4-オ】。

本人以外の者の請求によって保佐人に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならない（876条の4第2項）。

家庭裁判所は、保佐人の代理権を付与する旨の審判の請求権者の請求によって、保佐人に代理権を付与する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる（876条の4第3項）。

(6) 保佐開始の審判等の取消し

保佐開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない（14条1項）。また、家庭裁判所は、保佐開始の審判の取消しの請求権者の請求により、被保佐人が前記の(2)の①から⑩までに掲げる行為以外の行為をする場合（日用品の購入その他日常生活に関する行為をする場合を除く。）であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判（13条2項）の全部又は一部を取り消すことができる（14条2項）。

7 被補助人

(1) 補助開始の審判



精神上の障害により事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人【H15-4-ア】、配偶者、4親等内の親族【H25-4-ウ】、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる（15条1項本文）。ただし、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び精神上の障害に

より事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、後見開始の審判や保佐開始の審判をすべきであるため、補助開始の審判をすることができない（15条1項ただし書）。

本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない（15条2項）【H25-4-オ(配偶者による請求の場合)】。

	同意権・取消権・追認権	代理権
補助人	付与可（13 I 一部限定） ※	付与可

※ 補助人に同意権が付与されると、被補助人は制限行為能力者となる。

補助開始の審判は、補助人の同意を要する旨の審判又は補助人に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならない（15条3項）。

補助開始の審判を受けた者は、被補助人とされ、補助人が付される（16条）。

補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人又は被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始又は保佐開始の審判を取り消さなければならない（19条2項、1項）。

(2) 補助人の同意を要する旨の審判

家庭裁判所は、補助開始の審判の請求権者又は補助人もしくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる（17条1項本文）。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとしてすることができる行為は、被保佐人が保佐人の同意を得なければならない行為を定める13条1項に規定する行為の一部に限られる（17条1項ただし書、平21.9.10民一2139号）。

⇒ 被補助人が贈与をする場合には、贈与することについて補助人の同意を得なければならない旨の審判がなければ、補助人の同意を得ることを要しない【H25-4-エ】。

本人以外の者の請求により補助人の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならない（17条2項）。

なお、補助人の同意を要する旨の審判を受けていない被補助人（補助人に代理権を付与する旨の審判のみを受けた被補助人）は、制限行為能力者ではない（13 条 1 項 10 号参照）【H22-pm36-(2)】。

(3) 補助人の同意に代わる許可

補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる（17 条 3 項）。

(4) 補助人の同意又はこれに代わる許可を得ないでした行為

補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（17 条 4 項）。

この取消しは、補助人のほか、被補助人も、補助人の同意を得ないで、することができる（120 条 1 項）。

補助人は、被補助人の法律行為の追認をすることもできる（124 条 1 項・2 項 1 号）。

(5) 補助人に代理権を付与する旨の審判

家庭裁判所は、補助開始の審判の請求権者又は補助人もしくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（876 条の 9 第 1 項）【H15-4-オ】。

本人以外の者の請求によって補助人に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならない（876 条の 9 第 2 項、876 条の 4 第 2 項）。

家庭裁判所は、代理権を付与する旨の審判の請求権者の請求によって、その審判の全部又は一部を取り消すことができる（876 条の 9 第 2 項、876 条の 4 第 3 項）。

(6) 補助開始の審判等の取消し

補助開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない（18 条 1 項）。

家庭裁判所は、補助開始の審判の取消しの請求権者の請求により、補助人の同意を要する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる（18 条 2 項）。

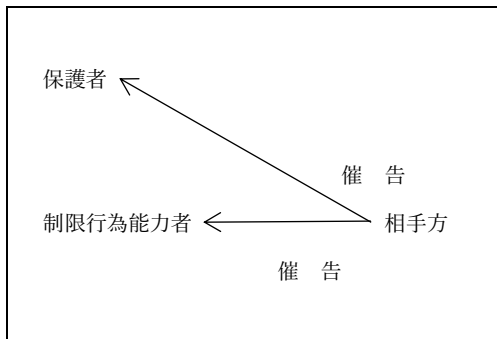
補助人の同意を要する旨の審判及び補助人に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない（18 条 3 項）。

〔後見、保佐及び補助の制度の概要〕

		後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
要件	判断能力	精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況	精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分	精神上の障害により事理弁識能力が不十分
開始	申立権者	本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官	本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官	本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官
	本人の同意	不要	不要	必要
機関	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	保護者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督者	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権・取消権	対象	日常生活に関する行為以外の行為（同意権なし）	13条1項所定の行為	家庭裁判所が定める特定の法律行為（13条1項所定の行為の一部）
	手続	後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判 + 同意権付与の審判 + 本人の同意
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人
代理権	対象	財産に関する全ての法律行為	家庭裁判所が定める特定の法律行為	家庭裁判所が定める特定の法律行為
	手続	後見開始の審判	保佐開始の審判 + 代理権付与の審判 + 本人の同意	補助開始の審判 + 代理権付与の審判 + 本人の同意
責務	身上配慮義務	意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

8 制限行為能力者の相手方の保護

(1) 制限行為能力者の相手方の催告権



① 行為能力者となった者に対する催告

制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後（未成年者が成年に達した場合や各種審判が取り消された場合（10条、14条1項、18条1項）等）、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる（20条1項前段）。

この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる（20条1項後段）【H4-7-ア】。

② 法定代理人（未成年者及び成年被後見人の保護者）、保佐人又は補助人に対する催告

制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる（20条2項前段）。

この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる（20条2項後段）【H29-4-ア（成年被後見人・保佐人）、H23-4-オ（未成年者の親権者）】。

③ 未成年後見監督人がある場合における未成年後見人に対する催告

特別の方式を要する行為については、その定められた1か月以上の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる（20条3項）。これは、未成年後見人は、未成年被後見人が13条1項各号に掲げる行為をすることについて同意権を有するところ（864条本文）、未成年後見監督人がある場合に、未成年後見人に対して催告があったときは、その定められた1か月以上の期間内にその同意を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなすとするものである（20条3項）。